

平成21年第3回玉城町議会定例会会議録(第4号)

1. 招集年月日 平成21年6月11日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成21年6月19日
4. 応召議員

1番	小林一則君	2番	風口尚君
3番	山本静一君	4番	高木市郎君
5番	鈴木加奈子君	6番	東谷富雄君
7番	小林豊君	8番	中瀬信之君
9番	山口和宏君	10番	奥川直人君
11番	野口繁君	12番	川西元行君
13番	前川夫君	14番	中野勇君

5. 不応召議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名
町 長 辻村修一君 副町長 坪井信義君
教 育 長 山口典郎君 会計管理者 森島千里君
総務課長 中郷徹君 税務住民課長 松田幸一君
生活福祉課長 林裕紀君 建設産業課長 前田浩三君
農林商工課長 田畑良和君 上下水道課長 小林一雄君
病院老健事務局長 田間宏紀君 教育事務局長 辻誠君
総務担当課長補佐 田村優君 政策財政担当課長補佐 中村元紀君
教育委員長 加藤禎一君 監査委員 松田隆生君
9. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 大南友敬君 同書記 高井美江君
同書記 中川泰成君

10. 提出議案

日 程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 議案第44号 玉城町交通安全対策事業基金条例の制定について
(討論・採決)
- 第 3. 議案第45号 玉城町行政組織条例の一部改正について(討論・採決)

- 第 4 . 議案第 4 6 号 組織変更等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について (討論・採決)
- 第 5 . 議案第 4 7 号 町税条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 6 . 議案第 4 8 号 玉城町火入れに関する条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 7 . 議案第 4 9 号 平成 2 1 年度玉城町一般会計補正予算 (第 1 号) (討論・採決)
- 第 8 . 議案第 5 0 号 平成 2 1 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) (討論・採決)
- 第 9 . 議案第 5 1 号 平成 2 1 年度玉城町老人保健特別会計補正予算 (第 1 号) (討論・採決)
- 第 1 0 . 議案第 5 2 号 平成 2 1 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第 1 号) (討論・採決)
- 第 1 1 . 議案第 5 3 号 平成 2 1 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) (討論・採決)
- 第 1 2 . 議案第 5 4 号 平成 2 1 年度玉城町水道事業会計補正予算 (第 1 号) (討論・採決)
- 第 1 3 . 議案第 5 5 号 平成 2 1 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算 (第 1 号) (討論・採決)
- 第 1 4 . 議案第 5 6 号 平成 2 1 年度玉城町下水同事業会計補正予算 (第 1 号) (討論・採決)
- 第 1 5 . 発議第 2 号 閉会中の継続審査の申し出について (追加議案)

(午前 9 時 00 分 開会)

議長 (小林一則君) 只今の出席議員数は 1 4 名で定足数に達しております。

よって、平成 2 1 年第 3 回玉城町定例会第 4 日目の会議を開会致します。
本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

議長 (小林一則君) 日程第 1 . 会議録署名議員の指名を行ないます。本日の会議録署名議員は会議規則第 1 2 0 条の規定により、議長において

4 番 高木市郎君 5 番 鈴木加奈子さん

の 2 名を指名致します。

議長 (小林一則君) 次に、日程第 2 . 議案第 4 4 号 玉城町交通安全対策事業基金条例の制定についてを議題とし、これより討論・採決を行ないます。

先ず、反対討論の発言を許します。

(「議事進行の」声あり)

これにて討論を終結致します。

これより、本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第3・議案第45号 玉城町行政組織条例の一部改正についてを議題とし、これより討論・採決を行います。

先ず、反対討論の発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん)議案第45号 玉城町行政組織条例の一部改正について反対の討論を行います。

これまで産業建設課というのと農林商工課というのがございましたが、これが農林商工課が名が消えまして、産業建設課が産業課と建設課になるということでございます。説明の中では内容としては変わらないようなお話をなさいますけれどもやはり、名は体を表すと申します農林商工課で林業が玉城町にはないというのであれば、農業商工課と名称をすればよろしいのでございまして、なぜ産業建設課であったものを産業と建設を分けてこの二つの名にするのかとそここのところに異様な感じを持つのでございます。玉城町の基幹産業でございます農業そして地元の皆さんを支えている建設業の方、商工業の皆さんここをやはり中心に据えないことには国民の力、町民の力というものがつきません。そここのところに集中してこういう時代だからこそ頑張っていかなければいけないだと思っております。産業建設課を二つに分けて産業課・建設課とすることに私は異議を申し述べて反対の討論と致します。終わります。

議長(小林一則君)次に賛成討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて討論を終結致します。

これより、本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第4・議案第46号 組織変更等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題とし、これより討論・採決

を行います。

先ず、反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に日程第5・議案第47号 町税条例の一部改正についてを議題とし、これより討論・採決を行います。

先ず、反対討論の発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん)只今議題に乗せて頂いております玉城町町税条例の一部改正についてでございますが、これは大変問題であると考えています。それはもともと証券の優遇税制は小泉内閣時代の2003年から5年間の時限措置として導入されて金持ち優遇という批判にもかかわらず2007年度に1年延長されました。そして2008年度税制改正で廃止することが決まっていたのですがその方針をひっくり返したのが今回の法改正でございます。その法改正に合わせて玉城町の条例改正となったのでございます。政府税調ですら2006年12月の答申で上場株式の配当や譲渡益の優遇措置については金融所得課税の一体化の方向に沿って時限到来とともに廃止し、つまり減税措置はやめるといことが出されております。そしてその後もこの答申の方向に沿って対応すべきであると繰り返し述べております。その内容というものは2年間100万円以下の配当部分及び500万円以下の譲渡益分についてのみ軽減税率10%を適応するとされていたもの。ところがこの部分を大きく改悪致しましてどれだけ利益があっても、どれだけ儲けても税率を本則の20%の半分でありますところの10%にするというこの軽減税率を復活させたというそしてその期間も2011年まで延長するというそういったものでございます。2006年度の国税庁の統計によりますと、年間所得で100億円以上の高額所得者は10人に対して、上場株式の譲渡益に対し総額183億円年間一人当たり平均18億3千万円もの巨額の減税になり異常な所得格差をもたらすそういった状態になっています。住民の負担は配偶者特別控除が廃止されたり厚生年金の保険料が引き上げになったり又、住民税の配偶者特別控除が廃止されたり国民年金の保険料が引き上げられたり介護保険に対してはホテルコストが導入されたり又、定率減税が半減され廃止され後期高齢者医療の負担も増大するという又、年金の控除額が縮小されるというこのように庶民

にとっては大変厳しい状況になっています。財源がないといわれている時にこのような金持ち減税を更に続けるというこの法律に沿った姿で今回の提案がなされているというところで私は賛成することはできません。反対の討論と致します。終わります。

議長（小林一則君）次に、賛成討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、日程第6・議案第48号 玉城町火入れに関する条例の一部改正についてを議題とし、これより討論・採決を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

（討論省略）の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に 日程第7・議案第49号 平成21年度玉城町一般会計補正予算（第1号）ないし日程第14・議案第56号 平成21年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題と致します。只今一括議題となりました各議案については、それぞれ予算決算常任委員会に付託され審査が終了し委員会審査報告書が提出されております。これより予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 高木市郎君

予算決算常任委員長（高木市郎君）只今議長より予算決算常任委員会の審査の報告を求められましたのでご報告致します。予算決算常任委員会に付託されました議案第49号 平成21年度玉城町一般会計補正予算（第1号）ないし議案第56号 平成21年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）についての委員会審査を去る、6月17日午前9時より第4会議室において町長・副町長及び教育長・各課長並びに特命監・関係課長補佐の出席と議長同席の元に議員全員出席の上審査を実施致しました。委員会審査は13名の委

員より慎重審査を行いました。その審査内容については省略させていただき後日委員会会議録をご高覧賜りたいと思います。それでは審査結果の報告を致します。はじめに議案第49号 平成21年度玉城町一般会計補正予算(第1号)につきまして質疑を終了し反対討論の後、採決の結果挙手多数で原案の通り可決されました。

次に、議案第50号 平成21年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、質疑を終了し討論はなく採決の結果挙手全員で原案の通り可決されました。

次に、議案第51号 平成21年度玉城町老人保健特別会計補正予算(第1号)につきましては、質疑・討論はなく採決の結果挙手全員で、原案の通り可決されました。

次に、議案第52号 平成21年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、質疑を終了し反対討論の後、採決の結果挙手多数で、原案の通り可決されました。

次に、議案第53号 平成21年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、質疑・討論はなく採決の結果挙手全員で、原案の通り可決されました。

次に、議案第54号 平成21年度玉城町水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、質疑を終了し討論はなく採決の結果挙手全員で、原案の通り可決されました。

次に、議案第55号 平成21年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)につきましては、質疑を終了し討論はなく採決の結果挙手全員で、原案の通り可決されました。

次に、議案第56号 平成21年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、質疑・討論はなく採決の結果挙手全員で、原案の通り可決されました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案審査の結果の報告といたします。

議長(小林一則君)以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。おはかりいたします。予算決算常任委員長の報告に対する質疑は省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって予算決算常任委員長の報告に対する質疑を省略致します。これより各議案ごとに討論採決を行います。

先ず、議案第49号 平成21年度 玉城町一般会計補正予算(第1号)

についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）この6月定例会議会に第1回の一般会計補正として提案されましたこの一般会計補正予算に対しまして反対の討論を致します。このたびの政府からの地域活性化経済危機対策臨時交付金。これを1億2千400万というお金が入るということで組まれた事柄が中心だと提案説明にもございましたが、その中でこれまで問題として指摘してまいりました所のアスベストが含まれております学校給食の食器消毒機器であるとか、その他必要なものはたくさん盛り込まれてましてよかったなという思いがしているのでございますが、370万のことだから他の金額から見たら金額は少ないからそれでいいではないかということでは済まされない問題が起こりました。それは温泉水を利用して化粧水を作るというそういう事業を玉城町が行うというこのことに私はとても異常を感じるところであります。あの温泉施設に向けてはトータルで2千万を超えるこの皆さんの税金の支出を行っております。そういう中でありまして国保会計に対しは支援をすることはできないと、県内たくさんの自治体が大変な状況にある国保会計への法定外支出を繰入をしている中で、国保に対しては貸付金でしか行わないと言いながら温泉事業に対しては2千万円もの支出をする今回は、この化粧水まで玉城町の名で造り販売をするというこういうあり方が、あり方としてどうであろうかということを中心に論議をしてきたところであります。改善をされることをごさいませんでした。必要な事柄がたくさん組み込まれております中でせめてこの問題だけは実施しないというそういう決議を議会として出来たら素晴らしいことだと思って一生懸命申し上げてきましたが、保留をさせるというそういうことにはなりません。けれどもここにきちっとその意思を表明致しまして反対を致します。よろしくお願い致します。

議長（小林一則君）次に、賛成討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、議案第50号 平成21年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、議案第51号 平成21年度玉城町老人保健特別会計補正予算(第1号)についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、議案第52号 平成21年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第1号)についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、議案第53号 平成21年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、議案第54号 平成21年度玉城町水道事業会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、議案第55号 平成21年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、議案第56号 平成21年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）これより追加議案の審査を行います。

日程第15 発議第2号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題と致します

議会運営委員長から委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮り致します。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

議長(小林一則君)以上で、今期定例会に付議されました案件の審議は全て終了致しました。これをもって平成21年第3回玉城町議会定例会を閉会致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって今期定例会は、本日を以って閉会することに決しました。

これにて平成21年第3回玉城町議会定例会を閉会致します。

閉会に当たり町長挨拶を願います。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)閉会にあたりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。

今期定例会に提案を賜りました全ての議案につきまして、慎重なるご審議を賜りまして全議案ご承認を賜りましたことに厚くお礼申し上げる次第でございます。経済情勢は一部に好転の兆しもございますけれども、町内製造業の状況は非常に引き続き厳しいということでございまして、そういった中で町の行財政運営をさせていただかなければいかんわけでありまして、今後とも一層の議員の皆さん方のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(午前9時33分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、下記に署名する。

平成 年 月 日

玉城町議会議長

玉城町議会議員

玉城町議会議員